

商工会問題

日税連、進んで外濠を埋める

全国青年税理士連盟会長 荻野弘康



全国青年税理士連盟

東京都荒川区南千住 5-25-14
電話 03(803) 2328
税理士荻野弘康事務所内
発行人 荻野弘康
編集人 唐木田明雄
広報部長

十月二十四日税理士会館で日税連の理事会が開かれ、議決事項の(一)で、商工会議所等の顧問税理士制度が諮られた。

日税連執行部の方針は、(1)税理士会による税理士の派遣方式と(2)所得制限に絞られていた。

全国青税連は、このような条件闘争でなく顧問税理士制度の導入そのもの是否こそ優先して会員に諮られるべきであることを強く日税連に対して要望した。(別掲)

本質論を避けた日税連

日税連は、全国青税連をはじめ東京専税協、税経新人会等税理士制度の前途を憂える各種の団体からの提言を一顧だにせず、ひたすら官庁と特定政治家に追随し、会員や理事の選択を条件闘争に限定した形で賛否を問うという、卑劣な手段をもって押し通してしまっただのである。実施の場合の条件に絞れば、会員や理事は、無条件でやられてはたまらないという生活防衛意識が働くのを見越しての欺

騙的な謀略だった。

会員不在の日税連

日税連の理事に配布された資料によれば、本年五月八日から十月二十四日までに、官庁、政治家、商工会等と三十一回に亘り接渉を重ねており、その間の経緯は全く会員に知らされていない。我々は「税理士法改正に関する基本要綱」決定や、「商法改正案反対運動」の経緯を思い起す必要がある。

双方とも、末端から会員の意見を民主的な手続によって聴取して、単位税理士会や日税連の声として集約してきたのである。

今般の顧問税理士制度の結着如何は、前二者に勝るとも劣らぬ重要な問題であることを思えば、日税連がとってきた一連の会員不在、会員無視の有様はもはや、会の重要な執行を任せてはおけないような、いわば禁治産者にも等しいような状態であると断せざるを得ないのである。

名儀しを容認

無資格者が税理士を雇って、税理士業務を行うことを認めることとなつてしまった。このあと、税理士法違反の名義貸し行為を、どう取締るつもりなのだろうか。日税連の方針は、「一本釣り」に依じた会員を会員権停止等の処分が付するようであるが、税理士会から派遣された税理士にも税理士法違反でないという法的保証はないのである。

放置すれば税理士は蒸発

国家や都道府県の予算で賄われる商工会議所等の官立の税理士法人と、個人たる税理士事務所が、競争することを余儀なくされる。商工会議所等では、政府系資金の融資付というオマケまでついている。片や無料、我々は有料で、所得基準を設けるとのことであるが、二百万円がよくて、三百万円はいけないという理論を正当化するのには極めて困難であるとともに、税理士会・青申会・国税庁の三者協定も、所得に関するチェックは、昭和三十八年の協定以来行われておらず、全くのザル協定であることを露呈している。

付加価値税導入の布石

政府は、昭和五十一年度より付加価値税の導入を検討していると

伝えられている。所得も少なく、税理士も頼めないような少企業者に、これほどまで致れり尽せりの施策を講じる裏側には、付加価値税の導入が隠されているとみるのが至当ではないだろうか。

塩崎試案によれば、小企業者は売上と仕入だけを記帳し、経費は標準率を用いても青色申告を認めるとのことである。こうみてくると、売上税と呼ばれる付加価値税との結びつきが、ハッキリと浮び上ってくる。

日税連の小企業対策を破棄させ、納税者のための小企業対策を推進しよう

日税連が行っている小企業対策は、小企業者からの要請によるものでもなく、税理士の自発的意思によるものでもないで、直ちに破棄させ、出直しを計らせることが肝要である。

これらの維持は税務当局ベースの補助機関化の容認に他ならない

税理士会で長年かかって、会員の犠牲によって「税務経営指導所」づくりもやってきている。

これらを自主的に運営し、納税者と税理士が直接係わり合う形で税制の民主化を並行しながら、小企業対策を推しすすめるべきである。

顧問税理士制度の本質

所得制限が問題ではない

関 本 秀 治 (東京)

本質をすりかえた問題提起

東京税理士会では、去る十月十二日に、商工会、商工会議所(以下商工会等という)の顧問税理士問題について、臨時総会を開催した。

この総会の決議は、議案が理事会の決議と異なるものであったこと、および不信任された議長によって違法に採決されたものであることなどの理由によって、われわれはこれを認めることができないが、より重要なことは、顧問税理士問題の本質が会員に知らされないまま、詐欺的な手段で全会員から顧問税理士制度についての原則的な承認をとりつけようとした点である。この点について執行部の責任はきびしく問われなければならない。

もし、全会員に問題の本質が正しく知らされていたら、おそらく五千人以上の人が議案に賛成する委任状をよせることはなかったであろう。その証拠に、総会に

参加した二百人以上の人がその討議を聞いた結果、ほとんど議案に賛成せず、ルールを無視した議事運営に憤激して退場してしまつた

付加価値税制への布石

顧問税理士制度は、昨年九月十一日に自民党の中小企業基本政策調査会が発表した「小規模事業者の抜本的強化について」と題する、いわゆる「民商対策第一弾」に端を発している。自民党は、引続いて零細小売商対策小委員会から、「小規模事業者の納税協力促進のための税制及び税務執行改正草案」(いわゆる「塩崎草案」)を発表しているが、今回の顧問税理士制度は、その広範囲に及ぶ小企業対策の一環としてはじめて意義のあるものであつて、それだけを個別に論じてみてもその本質が理解できるものではない。

ジャーナリズムは、自民党のこの二つの政策を、民商対策として紹介したが、それはきわめて一面的な評価であつて、本質をついた

ものとはいえない。

この二つの案によれば、商工会等の経営指導員、記帳指導員を大中に増員し、顧問税理士をおき、さらに低利で有利な条件の融資を行うなどのサービスを提供することによって、零細業者を商工会等に結集させ、彼等に記帳指導を徹底して、これを青色申告とさせようとしている。さらに、売上あるいは仕入さえ正確に記録しておけば、所得率あるいは経費率を公表して、これによって申告するものも青色申告として認め、青色取消しの制度もなくそうとしている。その上、各税法の質問検査権の規定を廃止して、国犯法の質問検査権だけを残すなどをその内容としている。

これを税制、税務行政の民主化と受取るのは早計である。近く導入を予定している付加価値税制の実施のためには、全商工業者に記帳を義務づけることが基本的な前提となつてゐる。記帳義務の伴わない白色申告では、付加価値税の導入は不可能なのである。そのため、現在すでに全国二十七県において商工会が計算センターを設けて低額な料金で業者の記帳の代行をしている。この動きはさらに全国的に広められようとしている

記帳を行わせるためには青色申告を取消することはできないし、付加価値税は間接税であるから、各税法の質問検査権がなくとも国犯法の質問検査権で充分なのである。法人税、所得税の調査は、付加価値税との同時調査によって、独自の調査権がなくともことが足りる。そのため組織体制は、統括官制度によって既につくりあげられてゐる。

このように、顧問税理士制度はまさに付加価値税体制の一環として位置づけられるものであり、所得課税であるべき所得税さえ、標準率の適用の一般化により、事実上外形標準課税となり、申告納税制度は実質的に否定されるであらう。このような税制のもとにおいては、税理士は単なる税額計算の事務屋にすぎなくなる。

強力な官製税理士事務所

顧問税理士制度は、税理士の営業と生活を根底から破壊することになる。商工会等は顧問税理士を委嘱することによって、経営指導員、記帳指導員をフルに活用して、これらの職員をして事実上税理士業務を公然と行わせることになる。商工会等の記帳代行や税理士業を、国家予算によってま

かなわれるのであるから、無料またはきわめて低額で行われることは明らかである。このような強力な官製税理士事務所が出現したら、一般の税理士事務所はどうして太刀打ちはできない。それだけではなく、先に述べたように、商工会等には低利で利用できる融資まで用意されている。

民間の税理士事務所が、どれほど質の高いサービスを提供したとしても、国家的規模で遂行されるこのような小企業対策に対抗できる筈はない。所得制限によって、職域侵害を防止しようというのが、日税連幹部の方針のようであるが、そのような手段で対抗できるものではない。これまでも、青申会その他のいわゆる納税協力団体は、三者協定その他のとりきめを無視して、絶えず税理士の職域侵害を行つてきた。このような実績をみても、所得制限は税理士にとって何の保障にもならない。

問題の本質を見抜こう

税理士制度を根底から破壊するこのような顧問税理士制度を、われわれはどうして受入れることはできない。執行部は、この制度そのものの可否をまず全会員に問わなければならない。われわれへ

「商工会等の顧問税理士制度の問題は、十月一日に中小企業庁の予算措置を受けてスタートした。

この問題が税理士個々に与える影響はもとより、税理士の制度的変転にも連なる本質について、多くが指摘しているところである。

この重要性にも拘らず、ここに至る日税連の状況は、不可解且つ不信の一語につきる。

その「折衝経過」によれば、本年四月二十五日、日税連は常務理事会で基本的に、顧問税理士制度を了解しているのである。理由は昭和三十八年の三者協定に基礎をおく提携協力制度の一種という判断であった。つまり三者協定の前例に習ったわけであるが、この十年余、いわゆる税務協力団体をかくも肥大化させたものが、他でも無くこの協定であって、近年、これ毎に批判的になっていくことは知られている。これを見直し、破棄させることこそ、全国三万の税理士の偽らざる声である。それを一般会員に不知のまま、日税連では商工会にまで拡大する交渉を続け、その経緯は「商法」の悪しき再来であった。

つまり本法を了とし、附帯決議ならぬ「派遣税理士」と「所得制限」の条件交渉に終止して、結局

は後者について、かを得られぬままに十月一日、見切り発車されたのであるが、交渉途中に、渡辺美智雄議員まで登場して、「商法」に酷似したのである。

こうして事態が悪化して、はじめて会員に報道されたのだが、それは会員を一本釣りに応じさせぬためであって、その目的は顧問税理士制度を拒絶することには無く「所得制限」を達成するところにある。このところ日税連と他団体の存るところ、必ず所得制限がついてまわり、ひどいことには、この制限が全く空文化していることで、青申会等の現状から、これは常識となっている。

派遣税理士にしても、商工会等には現に税理士の関与が実在しており、その契約関係を単に、個人から組織に変更するだけに過ぎずしかも名義貸しという法違反の問題では却って危険なのである。いずれもナンセンスな条件であって、善意に解釈しても日税連の

主 張

日税連に指導性なし

付加価値税を避ける

う強い発言が衆目を引いた。

商工会問題では、日税連が例え反対したとしても、結局は実現したであろうという判断がある。当否は別に、だから是認してよいという理論は成立しない。こと税理士に係る問題は、すべて法改正との絡み合いから思考されねばならず、そのように多面的、日常的な繰り返しによって、法改正の運動整備が果されて行くものである。とりわけ商工会の問題は、自民党

真意は不可解という他はない。ただ、事態は悪化したまま進行しているから、各単位会において、更に支部、部会の末端で具体策が迫られる状態にきたことだけは確実である。官立事務所が出現し、民間事務所は消滅する、こうした声が、すてにある単位会から出されたと聞く。この件で、東京税理士会も名ばかりの臨時総会を招集したが、かかる重要な問題を、執行部が独断で決定する権限まで、一般会員は与えた覚えはない、とい

は、いつて一度もこのようなどんでもない制度に承認を与えたことにはない筈であるが、執行部はどのように重大な問題について何等会員にはかることなく、原則的にその受入れをきめてしまい、所得制限といういわば技葉末節の問題を会員にはかることによって、顧問

が昨年九月に公表した中小企業対策がダイレクトに政府の施策に反映したもので、このことから、続いた塩崎案が具体化する可能性が大きい。それによれば、商工会等の関与を条件に概算率の申告を認め、直税関係から質問検査権を除外する等、いわゆる税制の民主化をセルルスポイントとして、背後に付加価値税の導入計画が図られているのである。基本要綱が主張する納税者の権益擁護とは、そのまま大衆課税の強化となる付加価値税に反対するものであることを、ここで再確認しなければならぬ。

最近の特色として、日税連は運動方針につき、付加価値税から故意に論議をそらす傾向にある。商工会の顧問税理士制度を早々と了解したこと併せ考えると、もはや日税連には指導性はおろか生物としての本能である方向感覚にさえ危険な変質が感じられる。

顧問税理士制度を事実上全会員に承認させようとした。

このような問題のすりかえは、まさに詐欺的としか表現しようがない。われわれ会員は、このような詐術に迷わされることなく、問題の本質を見抜かなければならぬ。

一九七四、一〇、二

全国青年税理士連盟
会 長 荻野 弘康
日本税理士会連合会会長
添 田 正 夫 殿

「緊急要望書」

「商工会議所等顧問税理士制度創設に関する件」
標記の件については去る十月一日より発足いたしました。その実施内容におきまして税理士制度の将来に及ぼす影響が極めて大きく、多くの会員が不満の意を表しております。すなわち、この制度は税理士会の自主性を全く無視して進められており、単なる名義貸しなるおそれがあり、更に税理士が小企業問題において国の下請け的存在に追いやられる危険性を包含しております。

税理士制度崩壊につながるこの重大な時局に際し、直ちに屈辱的な本制度を粉砕するために全国規模の決起大会を開催することを強く要望いたします。

新委員長・運動方針を語る

会務促進の

規則を指す



特別対策審議規約
委員長 石原 豊

数年前、米作田の減反農制が打ち出されたとき、これは大変だ、近い将来必ず大きな問題を提起するだろうと思いつつ、事態の推移を見て来た。昨年石油資源問題を発端に、世界人口の急増と天候異変等に主因をおく食糧問題は、今や深刻の度を増しており、特に我が国の食糧自給率の低さから、休耕農地は明らかな失政であり、何人も異論のないところとなっている。これは犯してはならぬ部分を犯し、ものの本質に逆って策を弄した報いである。今では、父祖伝来の汗の開拓田は、葛かつらの原野となり果てた。自然の法則、人の道が、ときの政策で弄ばれたとき、その責は人間が負わねばならない。

税務の唯一の国家資格として税理士が生れて三十年、税理士は真に求められる真実を求め、本来の業務にいそしんでいる。他方、納税協力団体等が党利党略の道具として、税理士法に定める独占業務の切り崩しを行っている。もっともらしい美名のもとに、本質を逸脱した論理をかざし、力づくで押し進めていく。この現実を我々税理士は早く法則と真実を見極め、声を一つにして税理士法を守り育てなければならぬ。減反休耕補償金にうつつをぬかし、会議所の五万円だの、記帳指導料が何千円だの、我が首しめるおろかを改め、税理士法に定める税理士本来の姿に立ち帰り、これ等諸団体にきびしく対処しなければならぬ。

この様に大切なときにあつて、頼みとする税理士会内部に、これらの諸策を容認する意見や、無反応が多くあり、このままでは税理士法は休耕田となり、やがて原野に還るのではないだろうか。我々全青税はこの問題と真剣に取り組み、日夜苦心に苦心を重ねている。志を同じうする我等若者の情熱で、この危機

を克服する先きが

けとならねばならない。これら全青税各会員の総力を結集し、事業を活発に推進し、全会員の自覚を促し、諸催しに積極的に参加し、会員の総意が会務運営に直ちに反映し、次のエネルギーを生み出す生きた会務が、易々と出来る規則を求め、この一年頑張りたい。

基本要綱を

守るために



対策
税理士法
特別委員長
稲垣 浩司

税理士法改正のための実践的な活動としては、研究部と共催して税理士の自主権確立をめぐる諸問題①小テーマとして①監督権の行使の実態、②ヨーロッパ諸国の監督権の実態、③監督権と特試制度の相互関係、④監督権離脱の内容と税理士会の自主的の管理の方向等(広報第二七号掲載)一を選択し、シンポジウムを開催してその討議の成果を反映していきたいと思っ

また、税理士法改正問題では、基本要綱改訂の動きもあり、さらには、自主権確立を口にするには時期尚早と一部で主張されているとき、税理士法改正促進のため集収した貴重な財産ともいいうべき、署名簿を日税連へ提出して、基本要綱の精神を守るべき積極的な行動を起すことは、非常な影響力のあることであると考えている。これが法改正運動の新たな口火となることを期待したい。

税理士法改正二十億円基金運動もこれら改正気運のパロメーターにもなるものであり、積極的な呼びかけを継続するつもりである。法改正には、国民的な運動を盛りあげていくことが必要であり、その方策も研究すべきである。

実現の

具体化に着手



対策
事務局設置
特別委員長
増田 昌弘

全青も、創立以来七年目を迎

え会員数も当初の三倍にも達し、連盟の活動も最近とみに活発となり、名簿の管理、編集、又会報、代議員ニュース、その他の資料の発送等、作業は日々増加の傾向を辿り、いままでのような一部役員個人の犠牲によることは、もはや限界にきている。この現状を打破せんために、本年度の第一回理事会に於て、当特別委員会が発足し、不肖私、委員長の大任を任せ付かった次第です。

この事務局設置問題は、会務運営上非常に重大な事ですが、金銭的な事が絡む関係で、会費の値上等いろいろ難しい問題を包含しており、委員会としては慎重に審議を進め、事務局設置に関する委員会試案を作成し、会員諸兄の合意を得て、一日も早く、その具体化を実現いたしたく考えている次第です。

委員会のメンバーは、各団体の事情に精通した人が選ばれている関係で、各地域に散らばっておりますので、本年度は通信会議という方法で審議を進めていきたいと考え、すでに十月九日付で第一回通信会議を開催致しております。

会員各位におかれましても何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

署名とカンパ

法廷傍聴へ!!



税理士解任濫用阻止対策特別委員長
後藤 次仁

この特別委員会は第七回定時代議員総会で、高相会員（東京）より、税理士の社会的地位の問題として緊急提案され、全会一致して可決され、私が大役を引受けることになりました。

この事件は別名、小林事件と云われ、税理士の委任契約上の地位確認等請求事件であります。日大教授法学博士北野弘久先生が会報で申されているように、単に小林個人の問題ではなく税理士の法的地位の明確化の重要性を、具体的にわたたくしどもに認識させると同時に、税理士法改正運動のあり方について従来看過されていた重要な問題を提起している。

従って現在、東京地裁民事第七部で訴訟が行われているので、署名簿の作成、会員のカンパの訴え、そして法廷傍聴の協力を願います。訴訟が有効に発展し、会員の願う判例を勝ちとるならば、真に国民

のための税理士の実現へ一歩前進することになる。そのため、委員会では諸施策を行うがぜひご協力下さい。

大衆納税者に魅力

ある税制確立を



税制審議委員長
藤川 秀夫

御承知のように今日、租税制度が発展するに従い、その前提条件であるべき租税法主義、課税公平の原則も形式的に流れ過ぎ、一般大衆納税者にとっては、きわめて不公平、過酷な税制をとっているのが現実であります。

その一つに臨時例外措置として、各々政策目的達成の為に容認されている、租税特別措置法があり、その中身は全く合理性を欠く減免措置が大企業及び一部圧力団体に集中している反面、中小零細企業者にとっては必ずしも実体にそぐわない措置を講じている多くを見受けるわけでございます。これ等の今日我が国がとっております税制について、特に課税公平の原則をめぐる現状を見究め、

税制の民主化を図る意図のもとに審議をつくっていきたく思っております。

委員各位の御協力を得て、職業専門家であるわれわれ税理士によって、現行税制を批判し改革を加え、一般大衆納税者に魅力ある税制の確立を図るべく、全青税の名譽と英知を結集して、この活動を推進しなければなりません。ぜひ共ご協力賜りますようお願い申し上げます。

幅広い反対

を実践



付加価値税対策特別委員長
藤山 勇

付加価値税について考える場合の立場を、「納税者の代理人として租税に関する国民の権利を擁護し、租税義務の適正な実現をはかる」とする、税理士法改正に関する基本要綱の立場を堅持したいと思ひます。

次に付加価値税について検討する場合の尺度は、公平の原則を最重点にしたいと思ひます。付加価値税導入については、政

府は、あることに導入促進の意見を發表しておりますが、わが全青税もいちはやく昭和四十六年十二月に反対の意見書を發表し、更に昨年はヨーロッパの視察報告をまとめる等、理論活動をしてきました。

今後は財政需要増大と収収不振から、導入が具体化する危険性があるので、蓄積した理論の強化は勿論、実践活動の段階にはいるのではないかと予想されます。

そこでわかり易いパンフレットを作成し、誰でも、どこでも反対を訴えられるように準備したいと思ひます。婦税からも呼びかけがありました。運動の中はできるだけ拡げる努力が必要です。その為にも青税の団結が一層重要だと思ひます。

中小対策の

あるべき姿を



中小企業対策特別委員長
坂本 稔男

中小企業に対する税務問題は、昭和三十八年のいわゆる三者協定に端を発して以来、我々税理士に

多くの負担を強いて来たが、ここ二、三年来、政治上の背景もあってか、ますますその度を強めてきています。商工会職員に対する臨税資格付与、商工会議所等への顧問税理士のはりつけ制度の創設、日本税務協会への予算増額等々、国家のこの種の予算も、中小企業庁、国税庁関係のほか、最近の情報によれば、農林省や厚生省関係においても、同様の予算をつける模様であり、これらを一手に引き受けさせられている個々の税理士にとっては、一体、どれがどれでなかがどの様になっているのか、さっぱりわからない状況である。

しかもこれら行政による税務対策は、税理士の上で立つ職業的な基盤をつきくずす結果となり新規登録者の開業を困難とし、税理士業自体が魅力ある職業でなくなつてつあり、税理士制度は沈没しはじめたとみるむきもある。

このような時期に全青税の中小企業対策特別委員長をお引受けすることになったが、私自身その責任の重大さに戸惑っている状況であります。役員、委員各位のご協力を得て、中小企業の税務対策の本来のあり方と税理士制度の係わりについて、そのあるべき姿を模索してみたいと考えています。

商法改正後第二回目の法制審議会商法部会がさる九月十一日開かれた。

審議は、①企業の社会的責任、②株主總會のあり方の二点について、実質的検討に入った、といわれる。

これは、改正後第一回の商法部会である六月十日に話し合われた「衆議院法務委員会の附帯決議の具体化」という命題を達成するため、株主總會、取締役会の刷新を柱とする大幅な再改正をすべし、という決定を受けたものである。

その一に、衆議院法務委員会の附帯決議は、「会社の社会的責任、大小会社の区別、株主總會のあり



商法対策特別委員長 渡 辺 克 巳

迫る

方、取締役の構成及び一株の額面金額等について所要の改正を行うこと」とされているものである。また、この第一回会合には経団連を中心とする財界の要望書が提出されている。商法二次改正に重要な影響をもつものであるから要約してみる。

- 一、商法の全面的改正に直ちに着手する必要がある。
- 二、当面、緊急に、商法改正を希望する事項は次の通りである。
- ① 会社分割に関する商法の規定を創設すること
- ② 自己株式の保有制限を緩和すること
- ③ 社債発行限度を撤廃ないし引き上げるとともに、株式買取権付社債の発行に関する商法の規定を設けること
- ④ 額面・無額面株式の相互転換を、会社の意志により一斉に行うことができるようにすること
- ⑤ マイクロ写真およびコンピュータによる商業帳簿、株主名簿社債原簿ならびに営業に関する重要書類等の作成保存を認める旨、明定すること
- ⑥ 長期所在下、株主の株式処

分を合理化するとともに、零細株券等の再発行手続を簡素合理化すること

- ⑦ 単位株制度を創設すること
- ⑧ 株式配当は株主總會の普通決議により行うことができるようにすること
- ⑨ 株主名簿の閲覧謄写請求権に一定の制限を課すこと
- ⑩ 臨時巨額の損失の繰り延べを認めるとともに、公共施設分担金を繰延資産として計上できるようにすること
- ⑪ 会社の役員従業員に株式買受権を授け与えることができるようにすること
- ⑫ 要事項の臆面のなさは国民の立場を忘れたいもながらの日本国政のスポンサーぶりを見せつけられる。

そして今後の問題点として次の諸点を挙げています。

- ① 取締役会の構成についての法的規制、社外重役制度、使用人兼務取締役等の取扱い、取締役の任期、報酬、責任など取締役会の諸問題
- ② 額面金額の引き上げ、自己株取得制限など株式に関する諸制度
- ③ 連結決算制度など会社の計算および公開の問題、
- ④ いわゆる結合企業の規制問題
- ⑤ 現在の株式会社の数や実態にかんがみ、その規模によってこれを区分する場合の諸問題

企業会計原則の再修正を評価する

株式会社の公表会計制度の信頼度を高める大義明文の下に進められた商法改正は監査役に業務監査の権限を与えると同時に会計監査人を導入したものである。

旧来の監査役は会計監査の基準たる商法の計算書類規則のみにより適法性監査が行われていたが商法に企業会計原則を組み入れる作業が行われた。

即ち第三十二条の二「商業帳簿の作成に関する規定の解釈については公正なる会計慣行を斟酌すべし」がそれである。これにより企業会計原則が商法の計算規定の基本的なものを構成することとなった。

従来の二元的会計・監査制度の一元化が保証され結果として監査役監査済の決算書が証取法監査において否定されることが考えられなくなり、経団連を中心とする財界の要望と一致するところとなった。

このプロセスにおいて当然のことながら企業会計原則を計算規定に一致せしめる作業が進められ昭和四十四年十二月、企業会計原則修正案が企業会計審議会において

論引に理論誘導を行っている。

本九で、る。

商 法 二 次 改 正

作定された。

しかしこの官財一体の協同作業は第七十一回国会審議において鋭い指摘と批判の対象となり企業会計原則修正案の修正を約束させられるハメとなった。

商法における計算書類規則の問題点について

九月二十四日付法務省令第六十号において商法計算書類規則が発令され、その第三条に、「評価の方法その他の会計の処理の方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければなら

らない。

ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。」とのみ記され、何ら変更の理由付記を要求していない。

全くの尻抜けであり、欺瞞であ

われわれは何のために企業会計審議会の再開を要求し、企業会計原則修正案の修正を求めたのかわかっているのであろうか。

全国青税連が理論的核となった商法反対国民会議の主張した修正案批判の主なるものは次の三点であった。

- 一、継続性の原則の削除
- 二、負債性引当金の拡大
- 三、特定引当金の設定

一、継続性の原則は予定通り原則より削除され「注解」(3)に改めて「企業会計上継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の撰択適用が認められている場合である。このような場合に、企業が撰択した会計処理の原則及び手続を毎期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務

内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。

従って、いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならぬ。

なお、正当な理由によつて会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを当該財務諸表に注記しなければならぬ」と全文復活した。

二、負債性引当金については「注解」18において「将来において特定の費用(又は収益の控除)たる支出が確実に起ると予想され当該支出の原因となる事実が当期において既に存在しており、当該支出の金額を合理的に見積ることのできる場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と区別しなければならぬ。

製品保証引当金、売上割引引当金、景品費引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金等がこれに該当する。

負債性引当金は、金額は未確定であるが、その支出は確実に起ると予想されるものであるから、偶

発損

についてこれを計上することとはできない。」と、注解においてではあるが、例示列挙してその範囲を規定している。

又、三の特定引当金については「注解14」において、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によつて認められているときは、当該引当金の繰入額又は取崩額を税引前当期純利益の次に特別の科目を設けて記載し、税引前当期利益を表示する。

この場合には、当期の負担に属する法人税額、住民税額等を税引前当期利益から控除して当期利益を表示する。

なお、負債性引当金以外の引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載することとなったが、特定引当金の部はその概念が不明確なところからも、利益かくしの温床ともなりかねないのである。

この「法令による」の解釈については商法、銀行法、信託法、保険業法と租税特別措置法上の準備金もこれに含める考え方があり得るとされるが、アイマイである。

しかし注解であれ、企業会計原則中に明記された部分については従来からの継続した反対運動の成果として正しく評価されねばなら

ないと考えられるものである。

商法計算書類規則に公正なる会計慣行たる企業会計原則を呼び込み、一元化をはかると公言するからこそ、その中心たる継続性の原則の理由付記は、不可欠の条件として会計原則内に挿入させた意味が全く失われた、と断ぜざるを得ない。

これは税経新報(税経新大会々報)第一六三・四合併号の時期において関本秀治氏が事前に指摘されたとおりの事態となった。

国民と立法院の指摘を子供だましの手段で嘲笑する財界と官僚の存在を見るにつけ、一体、日本は法治国家なのであるうかと疑わざるを得ない。

青税連はこの欺瞞を指摘し、今後の反対活動の自由を留保する。

原稿募集

機関紙「全国青税連」を、われわれ全会員の意見の交換場として、全会員の方で作成して行くために、全国の会員からの原稿をお待ちしています。随筆、雑感等の原稿や、地域的な活動状況報告などの記事を是非お寄せ下さい。

(広報部一同)

税理士特別試験憲法違反訴訟

特試の廃止は制度確立の前提

田 賀 明 (大阪)

一、訴訟に至るまでの経過

昭和四十七年、大税会制度部にあつては、特試廃止を望む会員の声を制度部の事業計画の中にとりあげ、これを法場で差し止めをするにはできないものかと研究を開始した。税理士試験に一般試験と特別試験の二種類があつて、両者を比較してみると、試験問題の難易さにおいて、合格率の差において、その余りの不平等に啞然としなない者はいないだろう。弁護士を混えて幾度か討論を重ねた後、充分訴訟に耐えられるであろうとの結論に達し、遂に「税理士特別試験違憲訴訟」として訴訟を提起することに決心した。すかさず「特試違憲訴訟をすすめる会」を結成し、原告および会員を大税会広報誌に募つたところ、七名の原告と百数十名の会員を得た。弁護団としては大阪の平和合同法律事務所に関係する十一名の弁護士が参加され、亀田得二弁護士が団

長となられた。
昭和四十七年九月二十二日、原告団、弁護士、すすめる会会員有志は、大阪地裁に訴状を提出し、地域記者クラブで記者会見をなし、広く世論に訴えんとした。果せるかな翌日、朝日、毎日、読売等各紙は、「税理士特別試験は違憲、天下り税理士を不当に優遇」と五段抜きで大々的に報道した。かくてわれわれの特試違憲訴訟は開始されたのである。

二、訴訟の意義

われわれはこの訴訟で、何を訴え、何を求めているのか、違憲訴訟訴状より明らかにしてみよう。
①特別試験は税務職員たる身分に特権を与える違憲制度である。すなわち筆記試験は十問中四問を解答する問題選択制であり、口頭試験は筆記試験で合格点に達しなかつた人に対し一人でも多く合格させるため「恩情的はからい」で点数を加算す。ゆゑ補充的に行

われる。更に勤務年数による割増点制度があつて水増しする。出題はやさしく、採点上も優遇措置をとつており、甚しく不平等なものである。一般試験の合格率は四〇%足らず、特試合格率は八十%である。これらは総て憲法一四条の法の下平等に反し、社会的身分によつて特権を与えるものに他ならない。

②特別試験は税理士法第六条、すなわち、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する試験、に違反し税理士試験制度を破壊するものである。

戦後の民主的租税制度の下での税理士の社会的任務は、第一に、課税機関に対し納税者の租税法上の權益を擁護する任務。第二に、納税者の租税法上の活動能力を補充しまたは拡大すること、つまり納税者の公法行為を援助する任務がある。税理士は第一、第二の任務を認識して、真に国民に奉仕する姿勢が要求せられてゐる。法が税理士業務を税理士の独占業務とし、税理士となる者に高潔な人格と高度な能力を要求している理由は、まさにここにあるのであり、この点税理士制度は、弁護士制度とならび国家国民の見地からその社会

特別委員会委員名簿

中小企業対策特別委員会	委員長 坂本 稔男	委員 橋本 恭典
副委員長 金子 圭賢	委員 石井 吉夫、大橋 為宣	
委員 細江 美幸	委員 宮木 健、吉田 穰	
委員 龜田 誠二	委員 牛島 昭三、江島 昇平	
委員 八木 幹雄、宮入 優香	委員 服部 行信	
委員 中村 明、加藤 清輝	付加価値税対策特別委員会	
委員 伊藤 啓三、斎藤 清輝	委員長 藤山 邦俊	
委員 松田 武嗣	副委員長 石 龜 邦	
商法対策特別委員会	委員 山 田 智 弘	
委員長 渡 辺 克己	委員 猪股 世紀、金田 輝男	
副委員長 永 井 義勝	委員 平野 啓一、林 達三	
委員 稲 田 稔彦	委員 木村 恭子、長永 達三	
委員 辻 健、平山 玲显	委員 小泉 初男、久保 俊一	
委員 篠崎 苑春、鈴木 輝男	規約審議対策特別委員会	
委員 赤堀 博宣、日下 健彦	委員長 石 原 豊	
委員 加賀田 三郎、田井 孝徳	副委員長 寺 沢 隼 人	
税理士法対策特別委員会	委員 古 橋 富 夫	
委員長 稲 垣 浩司	委員 高橋 静男、内田 英一	
副委員長 浅 沼 正三	委員 中山 清司、森永喜一郎	
委員 和 田 義 春	委員 藤 曲 憲 昭、宮本 隆司	
委員 池 田 稀 信	事務局設置特別委員会	
委員 岡 田 平八郎	委員長 増 田 昌 弘	
委員 伊藤 信幸、土田 健二	副委員長 土 屋 真 人	
委員 細野 淑人、篠田 慶彦	委員 小林 繁夫、下平 明功	
委員 内山 隆司、高橋 慶彦	委員 北川 光男	
木元 信	税理士解任濫用阻止対策特別委員会	
税制審議特別委員会	委員長 後 藤 次 仁	
委員長 菱 川 秀 夫	委員 牧野 良三、金田 義明	
副委員長 岩 田 克 夫	委員 田中 幸正、角前 克己	
武 山 和 正		

公共性が認識されなければならぬ。納税者の権利擁護の期待に於いて税理士としての学識、应用能力があるかを判定すべき税理士資格試験制度における既述の如き特別試験は税理士法第六条の目的(税理士となるのに必要な学識及びその应用能力の有無の判定)に反する違法な制度である。

(3)特別試験実施は時限立法の限度

を逸脱し、違 あり。
法附則において、特試は「当分の間」実施するというのは、国会審議でも明らか通り、「三年間程度」を予定しておきながら、今日まで十余年も実施されているのは、時限立法の限度を逸脱しているものであり少くとも現在においてはその法的根拠を失っている。

税務職員が在職中特別試験に合格し、かつ退職後、管轄内において税理士業務を開業するため地位を利用して顧問先を予約すること、がしげば行われ、而も監督する立場にある国税庁長官らが、それを放任していることは許しがたい事である。即ち特試は、税理士法四二条の骨抜きと相まって、綱紀紊乱の温床となっている。

(5)特試の試験実施差止めの必要性
われわれは一国民としても戦後発足した民主的租税制度を守り育て、憲法の基本的人権を擁護する権利と義務を有するのであって、そのような立場からも現状をそのまま放置することはできない。

今にしてこの病根を断ち切らなければ、中正の立場の廃止も、自主権の獲得も空念仏となりわれわれは永久に徴税機関の下請けたる身分に甘んじなければならぬであらう。

政府ようやく答弁書出す

官・民の対立点が浮上

亀田 誠二 (大阪)

政府の答弁書

去る七月一日、原告提出の訴状に対する答弁書が国側より出された。この内容は既述の通りであるが、大ざっぱにのべると

一、原告らは原告適格を有しないから、門前払いにすべきである。

二、税理士の業務は税務官公署との税務折衝を中心として行われる専門家としての業務であるから、実務経験を尊重するのは当然である。

以上、その内容は当初より予想されていたとはいえ、欺瞞に満ちたものであり、理論的にも筋が通らないものである。

例えば、税理士業務を単に実務経験さえ有れば足りるかのよう的印象づけ、最も大切な税法の知識と、それに基く租税法主義の推進者としての役割には全然触れようとしないこと、「外国税理士法にならう」とあるが、それを具体的に明らかにしていないこと。

管理や総務の仕事でも税法に無関係ではないから、実務経験に加え

てもさしつかえないとしていること等々、誠に苦しい答弁がなされている。このような、誰が考えても首をかき上げざるを得ないような答弁しかできないところに、既に特試の違法性が明白になっていると考えられる。

反撃の作業を開始

十月五日、この答弁書に反撃を加える為の検討会が、弁護団全員集合のもとに行われた。

反撃の論拠にはこと欠かないのであるが、それより先ず、国の答弁書の中に意味不明の点が多いのでそれを明確にした上で反論すべきだということになった。

実務能力とは何か、税務折衝とはどんな業務か、外国の例とは具体的にどのようなことか、管理や総務の仕事と税法と、どういった

具体的な関係が有るのか……

国に釈明を要求

その他諸々の点を明確にさせることが先決であるとし、国に対し求釈明書を出すこととなったのである。

私は理論的には既に勝っている

と考える。ただ、これを勝訴に結びつけるにはまだまだ多くの于余曲折が有ろう。原告と、弁護団と支援グループが一丸となって努力している今日の姿を見るとき、きっとこれは勝つ、という確信がわいて来る。いよいよ本訴訟も核心に入ってきた。

1974. 10. 8

日本税理士会連合会会長 田正夫 添

全国青年税理士連盟 会長 荻野弘康

「要望書」

「税理士法改正基本要綱」に関する件
去る9月16日付「納税通信」によると日税連は、税理士法改正運動を進める過程で「基本要綱」の手直しを迫られているやに伝えられております。

申すまでもなく、わが「基本要綱」は税理士制度30年の歴史のなかから全会員がその英知を結集して練りあげたものであります。したがって、いたずらにこれを手直すことは断じて許されぬこととあります。さまざまのいわれのない批判にまどわされることなく、「基本要綱」を遵守しこれにそって強力に法改正運動を進めることを強く要望いたします。

去る九月十九日第八回公判が行われた。冒頭、裁判官は傍聴制限の件について弁明をし、我々に「我慢して欲しい」と協力を要請した。前回までの「どういう方々か知らないが……」とか「……場合によっては傍聴券による制限も考慮しなければならぬ」といった咎め立ての口調であったのと比較し大きな変化を見せた。

業務と契約の実態を

今回は、前回申請の証人六〇名に対する尋問事項の提出、証人として北野日大教授の申請、書証として同教授論文掲載の全青税会報第二七号の申請を行い、併せて第五準備書面を提出した。被告側からは今回も何の提出もなかった。

相当の理由もなく一方的に顧問契約を解除することの不当である

これは誰しもが認めるにもかかわらず裁判が長期化しているのは、既に明らかなる如く、「委任ハ各当事者ニ於テ何時ニテモ之ヨリ解除スルコトヲ得」という民法六五一条一項の存在による。被告はこれを金科玉条として一歩もひかず、従って相当の理由があるか否かの議論は不要であるとしている。原告側は税理士の顧問契約についてはこの規定の適用が排除され、或いはは制約されることを論証しなければ

ならない。

既に前回までに於ても税理士の業務の実態と契約の実態を明らかにしながらこの主張を展開して来た。即ち「受任者のためにも利益となる委任においては委任者の解除権は信義則上当該委任における特殊事情に相応した制約を免れない」との判例その他、委託事務の処理が委任者の利益の為だけでなく受任者の利益をも目的とする場合には民法六五一条の適用に制約

小林事件の裁判状況

第八回公判より

税理士解任監用
阻止対策委員長

牧野良三 (東京)

がある旨判示していくつかの判例を引用してこの事件についても妥当することを主張し、又本件税理士顧問契約を締結するにあたっては一方的な解約はしない旨の特約があり、且つ一般的にも継続的な関係を維持することが困難と認められるような特別の背信行為がない以上は一方的に解除することができない旨の合意があると見るのが通常であり、これが慣習であるから民法六五一条の適用は除外されると主張して……

今回提出の第五準備書面では更にこれを敷衍して前記の「慣習」は事実たる慣習(民法第九二条)というべきものであり、原告の場合、被告会社設立の当初から誠心誠意業務に尽し、被告から深く感謝されていたのであって、継続的な信頼関係を破壊し、あるいはその維持を困難ならしめるような背信行為は全く存在せず、本件の解約通知は右のような理由なしに行われたことが明らかであるから無

効とされねばならないとし、信頼関係の維持を困難ならしめるような事がない限り一方的な解約は行わない旨の原被告間の特約の存在については具体的な事実をあげて指摘し、本件の解約通知は、この特約違反で無効といわねばならないとしている。更に予備的な主張として、仮りに被告に委任契約を解約する権限があるとしても、既に明らかにした税理士業務の特殊性や、原告が関係者の強い要請によって顧問契約を締結するに

至った事情、その後の経過と業績向上に果たした貢献、それにもかかわらず親会社の企業支配のための一連の工作のもとにした本件処置の背信性等諸般の事情に照らし、被告のなした契約解除の意思表示は民法一条三項に定める権利の濫用であって無効とされなければならない、としている。

新たな法的構成も

北野日大教授は以上の法理構成を基本としながら次の三つの法的構成も解釈論の次元において検討に値すると論述されている。(本会報前号II書証として提出した全青税会報第二七号)

(一)、税理士顧問契約は民法上の委任契約ではなく一種の無名契約である。税理士顧問契約の実態にふさわしい内容において当該無名契約の法理を構成する(その場合、雇用契約、請負契約等の法理も参考にする。)

(二)、税理士顧問契約は単に民法の支配を受けるのではない。民法の委任の法理が税理士法という特別法によって修正されているものとしてとらえ、現行法の解釈論上、それは民法と税理士法との双方の適用を受ける関係として構成する(三)、税理士顧問契約は民法上の関係と、別個の関係として構成

する。すなわち、それは、税理士法という特殊法上の特殊契約であるとして構成する。

今回の準備書面においても、新たな法律論として、前三項のうち(一)、(二)に基き民法六五一条一項の適用の余地はないとの主張をした好転してきた裁判状況

準備書面及び書証の会報を一覧しながら具体的なやりとりがあった。裁判官からは「本件で税理士の社会的地位の向上を目指しているものと思われるが……」との注目すべき発言があった。しかし「地位の確認を得ても仕事は続けられないのではないか……」との発言もあった。もっともこれに対しては直ちに鶴見弁護士より「本件に限らず労働事件等についても同じことが云える。だからと云って地位確認の意義を少しも減ずるものではない」と主張されている。被告側からは、「本件は典型的な委任契約であり争う余地がない。直ちに結審されたい」旨の主張があったが裁判官は「新しい考え方も出ているのだから……」と採り上げず、原告の主張を充分聞く姿勢を示した。

これに次ぎ次回公判(十一月十四日)では更に深く掘り下げた法律論が展開されることになる。

若さを武器に 地元で努力

第七回定時代議員総会が、今年も盛大に東京税理士会館で開催された。分科会によるシンポジウムが今年の特色であった。私は第一分科会の「法律的観点からの事務所経営」に参加して熱心な討議を聞き、大いに参考となった。

五十一ページにも及ぶ議案書を見ながら一年をふり返ってみると随分いろいろな事が起きている。長い間反対しつづけていた商法改正案が三月に成立、村田元会長

の退会等々、一年という時間は短いようでも長いものである。

昨年七月、神奈川大会で選任されて以来、一年間、自己を犠牲にして一生懸命働いた荻野会長を始めとする部長、理事の人達には全く頭が下がる。百余名からの理事が選任され、その内の二、三割の役員が東奔西走するのであるから自己犠牲も大変なものである。

私も厚生副部長の任を受け乍ら一度も出席せず、大島厚生部長には全くお詫びのしようも無い。こういう理事が青税躍進の足を引っ

東京大会に
参加して

小泉 初男
(埼玉)

今回の東京大会で再選された荻野会長、各理事の諸氏の御活躍を期待するのみである。我々青税の会員は、若さという大きな武器を持つている、大いに税理士業務に精励しよう。そして地元の部会、支部にあっては信頼され尊敬される税理士であるよう努力しよう。それでこそ、良き青税会員となる事が出来るのだと思う。

INGの組織拡大

三重県四日市市

十月十九日午後五時から七時まで四日市市の割烹のうにおいて、三重県では初めての全国青税連活動が行われた。

今年の代議員総会に出席した宮本・伊藤両会員を中心に会合の準備が進められ会員四名中三名出席、未入会員四名計七名が出席した。全国青税連の方から、荻野会長、永井組織部長が出席、制度問題、業務改善問題等を中心に活発な意見の交換

『ヨーロッパの税理士制度』について

ヨーロッパ税理士制度視察団事務局の努力により、報告書『ヨーロッパの税理士制度』が刊行されており、好評を博しております。

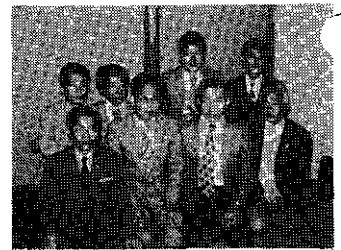
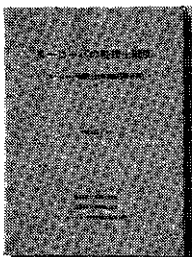
ヨーロッパにおける税理士自治権のあり方、職業保険、あるいは法人組織化、等々興味深い内容に集っております。左記までお申込み下さい。

申込先

中野区東中野 1-51-13

秀和東中野レジデンス 602

湖東京至会員宛



が行われた。

商工会等の顧問税理士制度について論議が集中し、税理士制度に与える影響、職域に与える影響等の重大性の認識と税理士会の主体性の欠如に鋭い批判が浴びせられた。昭和三十八年以来三者協定の

名のもとに行われている青申会の税理士法違反についても、税理士会が主導権を握って正常化すべきであるとの意見が出され、参加者の共鳴を得た。

業務改善問題では、税理士と社労士・行政書士との関係等について質問があり、関連業務によつて賃金を計ることも検討していくことになった。

いろいろな話題も多く、予定の七時もあったというまに過ぎ、青税連活動の意義を改めて認識、再会を約して散会した。(永井)

昭和四十九年九月六日
全国青年税理士連盟
会長 荻野 弘康

日税連会長
添田 正夫 殿

懇談会申入れの件

貴会におかれましては、益々御清栄のことと存じます。

さて、私共全国青年税理士連盟は、去る七月十三日第七回定時代議員総会を成功のうちに終え、その事業計画にもとづき鋭意遂行中でありませう。

そこで、かねてより懸案でありました貴会幹部の先生方と当連盟幹部との懇談会をいたしたく、下記のとおり申入れをいたします。

記

日時 九月末日頃迄(事務レベルで打合せの上決定)

午後一、〇〇〜五、〇〇頃迄おおむね三〜四時間

出席者 会長他幹部数名づつ

テーマ 税理士会をめぐる諸問題について

とくに小規模事業者問題など

なお、当日税理士法改正推進署名簿を提出いたす予定です。



私の城下町盛岡の年中行事ではやはりチャグチャグ馬ッコをあげねばならない。
 六月中旬、近郊の農家の人々が馬の激しい労働に感謝し、その健康と安全を祈って絢爛たる見事な衣裳をつけて、チャグチャグと音を鳴らし市内の八幡宮へお参りする行列は盛岡の町のただずまいと実によく調和している。

このチャグチャグの音は馬の首あたりにつけた大きな鈴と鳴輪やその着飾った衣裳につけた小さな鈴が馬が歩くと共に鳴る音なのである。
 一つ一つの音に気をつければチリンチリン・ガランガラン・ゴロンゴロン・リンリン・ジャランジャランと鳴いている。この音が調和して、少し離れたところから聞

チャグチャグ馬ッコの音

西川広 (岩手)

全青税
お国
めぐり

けばチャグチャグと聞えるのである。
 そして何十頭となくつづいて歩くチャグチャグ馬ッコは実に一種独特のハーモニーになって見る人に郷愁を感じさせる。
 チャグチャグ馬ッコの音のような私の城下町をほんの少し記したい。
 町のうしろには北上山地を持ち、山と川のある町としてそのたたずまいは来る人の心を安める。
 この川は中津川といってお城跡と共に静かな町として調和を保っている。お城跡は石垣のみを残すが、北上山地はよく見える。
 もし全国の青税諸君が盛岡を訪れたら、ぜひ北上山地へ足をのばしていただきたい。
 ことに五月頃、北上山地の溪流は雪どけで水を増し、山吹の黄色、つつじの紅や新緑は美しい色彩をかなでる。
 特に誇るべき高さもない、はげしさもないこの北上山地はきっと諸君の心の静まりをさそうことだろう。私は仕事の上で北上山地には何回も足を運び、今では仕事の散歩道として四季に遊んでいる。
 そしてチャグチャグ馬ッコのような音が高原より流れる川の間を伝わって来るのが聴こえる。

全国青税連に加入しよう

全国青税連は、二、〇〇〇名をこえる会員を擁しており、連盟の目的として
 一、税理士制度の発展強化
 二、会員相互の研修及び親睦
 三、会員相互の連絡、提携及び資料の交換
 の三つを掲げ、その目的達成に努力しております。本連盟は、青年の気があり、青年らしきがあれば、年齢を問わずすべて会員資格があるときから中心となつており、現在四十歳までの人達が中心となつて執行部を構成し運営にあたっており、全国から一人でも多くの若い力の加入をお待ちしています。

今がチャンスです

- いまお申し込いただきますと、一面カラー印刷の新年号よりお届けいたします。
- タテ組・ヨコ組の二種類を用意しております。

顧問先に喜ばれる
先生の事務所のご案内

月刊『税経月報』

をご利用下さい

●ご一報次第見本ご送付致します

税経月報社 東京都文京区関口1-10-18
電話 03-268-0570 (代)